

入札説明書

令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札公告年月日

令和6年6月7日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度及び令和7年度

(2) 業務の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達

(詳細は別添仕様書(1)から仕様書(10)に明記)

調達場所	予定契約電力	予定調達電力量
①和歌山県農業試験場	52kW	167, 166kWh
②和歌山県農業試験場暖地園芸センター	60kW	127, 362kWh
③和歌山県果樹試験場	75kW	119, 684kWh
④和歌山県果樹試験場かき・もも研究所	49kW	55, 298kWh
⑤和歌山県果樹試験場うめ研究所	63kW	115, 449kWh
⑥和歌山県畜産試験場	38kW	131, 004kWh
⑦和歌山県畜産試験場養鶏研究所	21kW	44, 097kWh
⑧和歌山県林業試験場	48kW	73, 637kWh
⑨和歌山県水産試験場	153kW	388, 973kWh
⑩和歌山県水産試験場内水面試験地	47kW	135, 718kWh
合計(1年間)		1, 358, 388kWh

(3) 業務の内容

仕様書(1)から(10)のとおり

(4) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで(令和6年10月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで)の1年間とする。

ただし、本契約は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても令和7年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県告示第607号に規定する令和6年度及び令和7年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

4 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階
和歌山県庁農林水産部会議室

イ 入札日時

令和6年7月18日(木)午後2時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ。

イ 日時

(1)のイに同じ。

5 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、単体用の入札書(様式3-1)又はコンソーシアム用の入札書(様式3-2)とする。

イ 入札書に記載する金額は、予定契約電力に対する単価(常時基本料金単価)及び予定調達電力量に対する単価を根拠とし、あらかじめ和歌山県研究推進課が別途提示する10ヶ所の試験研究機関の毎月の予定調達電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

なお、この金額は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2024年4月1日実施)等の定めに基づく金額を1月ごとの使用電力量等と併せて請求するものとする。

ウ 燃料費調整額及び市場価格調整額の算定は、公告の日を実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2024年4月1日実施)を契約終了日まで用いること。

エ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの名称、コンソーシアムの代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

カ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名。また、コンソーシアムの場合は、名称並びに代表者の氏名。）、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、9の（5）による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、入札参加者は競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）の原本又はその写しを持参すること。
- (5) 郵便による入札書の提出を行う者は、審査結果通知書の写しを同封の上、書留郵便により入札日の前日（休日を除く）の令和6年7月17日（水）午後5時までに必着するように行わなければならない。
- (6) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）（参考様式1～10）を添付して提出すること。なお、郵送による入札の場合は、入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。
- (7) 内訳書（計算書）は、返却しない。また、入札書の入札金額が内訳書（計算書）の合計金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- (8) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。
 - ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県研究推進課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。
 - イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。
 - ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち審査結果通知書の提示を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（単体の場合は様式4-1、コンソーシアムの場合は様式4-2）を提出しなければならない。
 - エ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。
 - オ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。
 - カ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。
 - キ その他入札の執行については、この入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札者は、入札書に記載する当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の納付は、和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札者は、入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午後1時から午後1時

30分までの間に納付し、又は提供すること。

また、銀行振込により納付したいものは令和6年6月28日（金）までに和歌山県研究推進課に申し出ること。

申出後に債権・債務者登録申出書を提出し、登録後に、研究推進課から送付される歳入歳出外現金（提出通知書）（以下「納付書」という。）に金額を記入し、銀行で納付すること。

納付した後、歳入歳出外現金提出通知書兼領収証書（以下「領収証書」という。）の写しを入札日に提出、又は郵便による入札書の提出を行うものについては、入札書の書留郵便に同封の上、提出すること。

入札終了後に還付される時は、請求書を研究推進課へ提出すること。

なお、次の場合は、入札保証金の納付が免除されるため、アにあっては県の休日を除く日の令和6年6月7日（金）から同年7月16日（火）午後5時まで、イにあっては県の休日を除く日の令和6年6月7日（金）から同年6月28日（金）までに必要書類を研究推進課へ必着すること。

ア 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

入札者は、当該入札保証保険契約に係る証書を提出すること。

イ 入札者が過去2か年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

入札者は、入札保証金納付免除申請書（単体の場合は様式5-1、コンソーシアムの場合は様式5-2）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

なお、契約の落札者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

7 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保険事業会社の保証

(3) 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約の相手方（落札者）が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

契約の相手方（落札者）は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方（落札者）が過去2か年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約の相手方（落札者）は、契約保証金納付免除申請書（単体の場合は様式6-1、コンソーシアムの場合は様式6-2）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

なお、契約の相手方(落札者)がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

- (4) 銀行振込により納付したいものは、研究推進課へ申し出ること。

申出後に研究推進課より送付される納付書に契約保証金の必要な額以上を記入・納付し、納付後に領収証書の写しを提出すること。

契約終了後は、請求書を研究推進課へ提出すること。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時間までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められた入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が6の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、この入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県研究推進課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県研究推進課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、出席者をもって再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
ただし、再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、4の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 内訳書(計算書)の取扱いは、5(6)及び(7)と同じ。

10 契約書の要否

要

11 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

12 その他

(1) 入札及び契約の事務を担当する部局

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県研究推進課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。